

議題提案書

(1) 基本情報

議題種別	報告事項
議題名	連携を深めるうえでの北海道の NGO 関心事項（先住民族への対応など）の共有と提案事項
提案者の氏名	1) 池田誠 2) 小泉雅弘 3) 八重樫志仁
提案者の所属	1) 北海道 NGO ネットワーク協議会 2) NPO 法人さっぽろ自由学校「遊」 3) Rehe Isam
提案者の役職	1) 理事 2) 理事/事務局長 3) 代表

(2) 議題提案の背景

今回、NGO 外務省連携推進委員会が北海道で初めて開催される。北海道の NGO の現状や関心事項について報告をし、地球規模課題に対して地域の NGO がどのような取り組みを実施し、現在どのような関心事項があるかを共有し、地域の NGO と外務省の連携を深める契機としたい。

(3) 議題の論点（連携推進委員会で議論したい点）

1. 北海道の NGO の現状

北海道には、道内で活動する NGO のネットワーク組織である北海道 NGO ネットワーク協議会が存在する。同会には、31 団体が加盟しており、各団体が扱うテーマは人権、平和、貧困、教育、医療・保健、フェアトレード、環境保全といった多岐に渡るだけでなく、国内における在住外国人との連携、支援を行う団体も少なくない。

これらの NGO が、貧困格差や環境悪化など地球規模の課題解決のための SDG s につながるよう国際協力に取り組みを市民に広げることを目指し、途上国の現状・課題を札幌市民に伝え、社会や暮らしを見つめなおす機会として「北海道国際協力フェスタ」を毎年開催しており、2024 年で 27 回目を迎える。

NGO 相談員では HIF が担当し、国際協力フェスタへの出張サービスや NGO の対越づくりや広報などの質問の応対をしている。N 連を実施している団体はまだないが、申請を検討している団体はいくつかあり、情報をつかみ、経験を積むことが必要と考える。

2. 北海道の NGO の関心事項

北海道においては先住民族に関わる国際交流や協力が盛んであり、国内外における先住民族の権利尊重に関わる NGO の活動も多い。ただ、先住民族の権利保障に関わる課題は、国際的な共通課題であるものの、国内においては地域限定的な課題と捉えられがちなテーマである。このようなテーマについて、どのような連携が可能であるのか意見を交換したい。

2-1. 日本政府（外務省）の先住民族の権利保障への取り組みに関する情報

以下の情報をどのようにしたら知ることができるか。

- ・「先住民族の権利に関する国連宣言」（UNDRIP）に書かれている先住民族の権利について、関連する国連会議に参加している外務省の見解に関する情報。

- ・2019 年に成立した「アイヌ施策推進法」では、アイヌ民族を先住民族と明記しながら

も、先住民族の権利保障には触れていない。今年（2024 年）は 5 年後の見直しの時期にあたるため、その見直しの内容に関する情報。

・2023 年、ビジネスと人権作業部会の訪日調査が行われ、その最終報告書においては先住民族であるアイヌに関しても日本政府に対し勧告がなされている。外務省としてのその勧告に対する見解。

・「先住民族の権利に関する専門家機構」（EMRIP）などの国連会議には琉球民族も参加しており、国連では琉球民族を日本の先住民族としているが、日本政府はいまだにそれを認めていない。本件に関する外務省としての見解。

2-2. 環境問題や多文化共生について

・生物多様性や気候変動といった環境問題についても、国際協力による取り組みが盛んであり、生物多様性保全を考慮しながらどのように再生可能エネルギーを推進するのかといったテーマも、北海道においては関心が高く、国内だけでなく国際的な連携が必要だと考えている。地方の現状を踏まえた取り組みを外務省とどのように連携できるのか、可能性について意見交換したい。

・一次産業が盛んな北海道においては、外国人労働者の存在は、北海道の主要産業を支えるためには非常に重要である。技能実習生や難民との共生は、北海道にとって死活問題であるが、世界で移民・難民が増加する現状において、地域産業を支える存在でもある彼らの安心・安全な暮らしについても、外務省とどのような連携ができるのか意見交換したい。

3. 北海道の NGO が外務省との連携を考えるうえでの提案

・先住民族団体や人権 NGO との対話の場の設定

「先住民族の権利に関する専門家機構」（EMRIP）などの先住民族関連の国連会議には、アイヌ民族や琉球民族、それをサポートする人権 NGO が参加しているが、政府代表との対話の機会を持ちにくい現状があり、NGO や当事者団体との連携を積極的に進めるための意見交換の場の必要性。

意見交換の場の設定以外にも、そもそもこのような課題についての国際的な議論に向けた NGO との連携のあり方はどのようにあるべきかについて率直な意見交換を行いたい。

上記の報告について、外務省よりコメントをいただきたい。

(4) 出席を希望する外務省部局または担当者

(参考) 外務省 組織案内 <http://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/honsho/sosiki/>

国際協力局 NGO 協力推進室、総合外交政策局人権人道課

■参考：日本政府（外務省）の先住民族の権利保障への取り組みに関する意見（八重樫志仁）

1) アイヌ語やアイヌの歴史に関する民族教育に関して（権利宣言・第 13～15 条）

1997 年にいわゆるアイヌ文化振興法ができて 30 年近く経ちますが、未だアイヌ語の修得には到っていません。民族の言葉は、民族にとってとても大事です。アイヌ民族文化財団（元アイヌ文化研究推進機構）はアイヌ語講座を実施していると言うでしょう

が、30 年近く経ってアイヌ語話者が増えてないのが現状です。これでは、やっているとは言えないでしょう。また、言葉と共に重要なのが神話から続く歴史の修得です。これらは、民族的アイデンティティと直結しています。これらを身につけていくためには、幼少期からの民族教育が不可欠です。しかし、日本政府はそれを実施する気配すら示そうとはしません。

2) アイヌ民族に対する差別・ヘイトに関して（権利宣言・第 2 条、第 8 条、第 15 条）

また、2019 年のアイヌ施策推進法ではアイヌ民族への差別を禁止していますが、罰則規定がないため、全く効果を発揮していません。ネット上ではアイヌ民族に対するヘイトに溢れていますが、野放し状態です。また日本政府はアイヌ民族を先住民族と認めたと言っていますが、国民に先住民族の意味を積極的に説明しようとしません。そのため一部の国民は、先住民族を野蛮人か原始人のように捉えています。このことが、アイヌ民族に対するヘイトにも繋がっています。

3) アイヌ民族に対する同化主義的な政策のあり方に関して（権利宣言・第 8 条）

また、アイヌ文化振興法以来、日本政府はアイヌ民族とはどういう人々か説明していません。そのためアイヌ文化研究推進機構から続くアイヌ民族文化財団の事業は、アイヌと非アイヌの区別なく、誰でも使えるものとなっています。たとえば、アイヌ語の弁論大会であるイタカンローは本来アイヌ民族がアイヌ語を修得するための事業ですが、最近では非アイヌの参加者が増えています。しまいには、非アイヌの優勝者まで出ています。こうした消極的な施策は、アイヌの民族的な自律の妨げとなっています。これらは見せかけの民族政策であり、実質的な同化政策です。これは UNDRIP の、いかなる同化についても強制されないことを述べた条項に違反しています。

以上